

～事業場内表示の考え方～

①原則

容器に譲渡提供時と同様のラベルを貼付

②容器にラベルを貼付することが困難である場合(注1)

容器に入っている化学物質の名称を労働者に伝える(注2)とともに、当該化学物質に係るGHSラベル情報を伝える(注3)。

注1 容器にラベルを貼付することが困難である場合の例

反応中の化学物質が入っているもの、内容物が短時間に入れ替わるもの、小さい容器、多くの成分を含んでいるもの、ラベルの貼付により視認性や作業性に支障が生じる場合等

注2 名称の伝達について

容器に表示する名称は、略称、記号、番号でも差し支えない。また、名称に加えて絵表示等を追加してもよい。さらに、タンク、配管等への名称の表示に当たっては、タンク名、配管名等を周知した上で、当該タンク、配管等の内容物を示すフロー図、作業手順書、作業指示書等により労働者に伝えることを含む。

注3 GHSラベル情報の伝達について

作業場にGHSラベル情報を掲示すること、作業場に一覧表の形で備え付けること等により行う。なお、MSDSを利用しても差し支えない。

簡易な事業場内表示例

エチレンイミン



+ ラベル情報の掲示

資料3-3-1
(再配布)

現行のラベル例

③ ラベル表示の例

●ラベルには以下のものを明記してください。

名称／成分／人体に及ぼす作用／貯蔵又は取扱い上の注意／表示する者の氏名、住所、電話番号／注意喚起語／標章／安定性及び反応性



(赤字:追加となった項目)

名称
成分
(含有量は不要)
標章
注意喚起語

安定性及び
反応性
人体に
及ぼす作用

(ラベルの記載例)

エチレンイミン
Ethyleneimine
(成分: エチレンイミン)



危険

<危険有毒性標識>

- ・引火性の高い液体及び蒸気
- ・吸め込むと生命を危険に及ぼす
- ・吸入するとと生命に危険(高見)
- ・蓄積する性質の蒸氣、煙の揮発
- ・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ
- ・過敏性皮膚炎のおそれ
- ・角がんのリスクの高い
- ・生殖能への影響への影響の低い
- ・中和能無、腐蝕、肝臓、腎の障害
- ・呼吸器への刺激のおそれ
- ・長期又は反復ばく露による腎臓、肝臓、呼吸器系の障害
- ・水生生物に有害
- ・長期的曝露による水生生物に有害

<注意書き>

- 【安全対策】
・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
・使用前・取扱説明書を入手すること。
・この製品を使用する時に、飲食又は煙草をしないこと。
・熱、火災、爆発、高溫のものから大切な物から遠ざけること。一時燃。防爆型の充電池、油気装置、防爆機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。
・個人用保護具や操作装置を使用し、ばく露を避けること。
・呼吸用器具、保護手袋、保護衣、保護面鏡、保護頭部を適用すること。
・屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
・吸、皮膚又は口腔に付れないこと。
・ミスト、蒸氣、スプレーを吸入しないこと。
・吸い込むはよく手洗うこと。
・外套または作業衣を作業場から脱ぎないこと。
・繊維の飛出を避けること。

- 【急救】
・火災の場合には適切な消火方法をとること。
・飲み込んだ場合、空気の新鲜な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休憩されること。
・飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
・汚染された保護衣を再使用する場合は洗浄すること。
・ばく露がある場合は、医師の診断、手当を受けること。
・飲み込んだ場合、直ちに医師の診断、手当を受けること。口をすすぐこと。
・服に入った場合は、直ちに医師の診断、手当を受けること。
・気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
・吸い込んだ場合、直ちに医師の診断、手当を受けること。
・皮膚に付着した場合、直ちに医師の診断、手当を受けること。
・皮膚に付着した場合は、医師の診断、手当を受けること。

- 【保管】
・容器を密閉して涼しく換気の良いところで貯蔵して保管すること。
【輸送】
・内容物や容器は、都道府県知事の許可を受けた専門の輸送業者に委託運送すること。

豊野株式会社
東京都千代田区霞が関一〇一
TEL 03-XXXX-XXXX FAX 03-XXXX-XXXX

氏名(法人名)
住所(所在地)
電話番号